

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 宮城県議会議員一般選挙の期日等 一
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者 一
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時 二
- 宮城県議会議員一般選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額 三
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件) 三
- 開票事務と選挙会事務とを併せて行わないこと 四
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(二十三件) 四
- 宮城県議会議員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(二十三件) 七

ページ

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十七号
公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第三十三条第一項の規定により、宮城県議会議員の任期満了による選挙の期日及び各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりである。
令和五年十月十三日

- 一 選挙期日 令和五年十月二十二日
宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎
- 二 宮城県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

○宮選管告示第九十八号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
令和五年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙区	選挙すべき議員の数
青葉	七人	岩沼	一人
宮城	四人	登米	二人
若林	三人	栗原	二人
太白	五人	東松島	一人
泉	五人	大崎	四人
石巻・牡鹿	四人	富谷・黒川	三人
塩釜	二人	柴田	二人
気仙沼・本吉	二人	亘理	一人
白石・刈田	二人	宮城	二人
名取	二人	加美	一人
角田・伊具	一人	遠田	一人
多賀城・七ヶ浜	二人		

選挙区名	選挙所	選挙長	同上職務代理者
青葉	仙台市泉区	植松 広幸	大久保 克敏
	仙台市青葉区		

宮 城	亘 理	柴 田	黒富 谷川・	大 崎	東 松島	栗 原	登 米	岩 沼	七多 賀城・ 濱	伊角 田具・	名 取	刈白 石田・	本気 仙沼・ 吉	塩 釜	牡石 巻鹿・	泉	太 白	若 林	宮 城野
仙台市泉区	仙台市宮城野区	仙台市青葉区	仙台市太白区	大崎市	東松島市	栗原市	多賀城市	仙台市泉区	仙台市泉区	角田市	仙台市太白区	仙台市太白区	気仙沼市	仙台市泉区	東松島市	登米市	仙台市泉区	仙台市若林区	仙台市青葉区
菅野勝巳	佐藤由起夫	水戸滋実	大場正弘	齋藤浩行	西村正幸	熊谷勝義	新井由香	菅原敏郎	菅野勝巳	梶村和織	佐藤武志	林一章	吉田信三	菅野勝巳	西村正幸	佐藤昌敏	植松広幸	村上登紀	菊池政人
栗原市	多賀城市	柴田郡大河原町	仙台市青葉区	栗原市	仙台市青葉区	富谷市	栗原市	仙台市青葉区	栗原市	柴田郡大河原町	仙台市太白区	柴田郡大河原町	気仙沼市	栗原市	仙台市青葉区	仙台市泉区	仙台市青葉区	仙台市青葉区	岩沼市
菅原純子	村上悟	鈴木正弘	松田倫子	狩野志津江	佐藤雅也	高橋大祐	千葉康弘	熊谷和幸	菅原純子	鈴木正弘	小林由美	鈴木正弘	長野峻也	菅原純子	佐藤雅也	小山律子	大久保克敏	貴田孝典	高橋友紀

加美	大崎市	齋藤浩行	栗原市	狩野志津江
遠田	栗原市	熊谷勝義	富谷市	高橋大祐

○宮選管告示第九十九号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。
 令和五年十月十三日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆川 章太郎

選挙区	場 所	日 時
白石・刈田	柴田郡大河原町字南一二九番地一 宮城県大河原合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前九時
角田・伊具	柴田郡大河原町字南一二九番地一 宮城県大河原合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前十時
柴田	柴田郡大河原町字南一二九番地一 宮城県大河原合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前十一時
名取、岩沼、亘理	仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所	令和五年十月二十四日 午前十時
青葉	仙台市青葉区上杉一丁目二番三〇号 宮城県自治会館	令和五年十月二十四日 午前十時
太白	仙台市青葉区上杉一丁目二番三〇号 宮城県自治会館	令和五年十月二十四日 午前十一時
宮城野、若林、泉、富谷・黒川	仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前十時
塩釜	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	令和五年十月二十四日 午前九時
多賀城・七ヶ浜	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	令和五年十月二十四日 午前十時
宮城	塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所	令和五年十月二十四日 午前十一時
栗原、大崎	大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前十時
加美、遠田	大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前十一時

石巻・牡鹿、登米	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前十時
東松島	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前十一時
気仙沼・本吉	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六 宮城県気仙沼合同庁舎	令和五年十月二十四日 午前十時

○宮選管告示第百号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和五年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

選挙区	支出金額の制限額	選挙区	支出金額の制限額
青葉選挙区	六、八五七、三〇〇円	岩沼選挙区	六、九一五、三〇〇円
宮城野選挙区	七、二一五、五〇〇円	登米選挙区	六、五五〇、一〇〇円
若林選挙区	七、一四六、三〇〇円	栗原選挙区	六、一六八、九〇〇円
太白選挙区	七、一八〇、二〇〇円	東松島選挙区	六、六二九、三〇〇円
泉選挙区	六、八六四、三〇〇円	大崎選挙区	六、一〇六、七〇〇円
石巻・牡鹿選挙区	六、四三六、四〇〇円	富谷・黒川選挙区	六、〇一五、〇〇〇円
塩釜選挙区	五、七七二、七〇〇円	柴田選挙区	六、七〇八、二〇〇円
気仙沼・本吉選挙区	六、四五五、五〇〇円	亶理選挙区	七、一一四、三〇〇円
白石・刈田選挙区	五、四九一、一〇〇円	宮城選挙区	五、六一六、八〇〇円
名取選挙区	六、六一二、八〇〇円	加美選挙区	五、九〇二、九〇〇円
角田・伊具選挙区	六、七二七、八〇〇円	遠田選挙区	六、六五七、九〇〇円

多賀城・七ヶ浜区 六、七〇二、七〇〇円

○宮選管告示第百一号

令和五年十月十二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五分の一の数
三八、二五二
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三三九、〇七三
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八三、一三五	岩沼選挙区	一一、一一〇
宮城野選挙区	五三、二六一	登米選挙区	二一、二八六
若林選挙区	三九、一一二	栗原選挙区	一八、二二四
太白選挙区	六五、八六七	東松島選挙区	一〇、九六一
泉選挙区	五九、五二三	大崎選挙区	三五、四四九
石巻・牡鹿選挙区	四〇、七四六	富谷・黒川選挙区	二五、四八二
塩釜選挙区	一五、〇四一	柴田選挙区	二二、五五六
気仙沼・本吉選挙区	二〇、五二六	亶理選挙区	一一、九〇九
白石・刈田選挙区	一一、七八〇	宮城選挙区	一三、七八九

名 取 選 挙 区 二二、七八九 加 美 選 挙 区 八、〇四四
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区 一一、三五七 遠 田 選 挙 区 一一、〇七六
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区 二二、五一一

○宮選管告示第百二号

令和五年十月十二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

三三九、〇七三

○宮選管告示第百三号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（次の選挙区）における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないものとする。

令和五年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

青葉選挙区、宮城野選挙区、若林選挙区、太白選挙区、泉選挙区、塩釜選挙区、名取選挙区、岩沼選挙区、登米選挙区、栗原選挙区、東松島選挙区、大崎選挙区

○仙青選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙青葉選挙区

選挙長 植 松 広 幸

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

宮城県自治会館

○仙宮選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城野選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙宮城野選挙区

選挙長 菊 池 政 人

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○仙若選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（若林選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙若林選挙区

選挙長 村 上 登 紀

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○仙太選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（太白選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙太白選挙区

選挙長 植 松 広 幸

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

宮城県自治会館

○仙泉選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（泉選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙泉選挙区

選挙長 佐 藤 昌 敏

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○石牡選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（石巻・牡鹿選挙区）における選挙長の事務

を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 西 村 正 幸

石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県石巻合同庁舎

○塩釜告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（塩釜選挙区）における選挙長の事務を行う

場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区

選挙長 菅 野 勝 巳

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

○気本選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（気仙沼・本吉選挙区）における選挙長の事務

務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙気仙沼・本吉選挙区

選挙長 吉 田 信 三

気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六

宮城県気仙沼合同庁舎

○白刈選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（白石・刈田選挙区）における選挙長の事務

を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙白石・刈田選挙区

選挙長 林 一 章

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○名選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（名取選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙名取選挙区

選挙長 佐 藤 武 志

仙台市太白区長町七丁目二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

○角伊選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（角田・伊具選挙区）における選挙長の事務

を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙角田・伊具選挙区

選挙長 梶 村 和 織

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○多七選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（多賀城・七ヶ浜選挙区）における選挙長の事務

務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙長 菅 野 勝 巳

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

○岩選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（岩沼選挙区）における選挙長の事務

を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙岩沼選挙区

選挙長 菅 原 敏 郎

仙台市太白区長町七丁目二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

○登選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(登米選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙登米選挙区

選挙長 新 井 由 香

石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県石巻合同庁舎

○栗選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(栗原選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙栗原選挙区

選挙長 熊 谷 勝 義

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○東選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(東松島選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙東松島選挙区

選挙長 西 村 正 幸

石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県石巻合同庁舎

○大選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(大崎選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙大崎選挙区

選挙長 齋 藤 浩 行

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○富黒選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(富谷・黒川選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙富谷・黒川選挙区

選挙長 大 場 正 弘

仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

○柴選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(柴田選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙柴田選挙区

選挙長 水 戸 滋 実

柴田郡大河原町字南一二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

○巨選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(巨理選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙巨理選挙区

選挙長 佐 藤 由 起 夫

仙台市太白区長町七丁目二二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

○宮選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(宮城選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙宮城選挙区

選挙長 菅 野 勝 巳

塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

○加選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（加美選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙加美選挙区

選挙長 齋 藤 浩 行

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○遠選告示第一号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（遠田選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙遠田選挙区

選挙長 熊 谷 勝 義

大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県大崎合同庁舎

○仙青選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙青葉選挙区

選挙長 植 松 広 幸

一 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○仙宮選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城野選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙宮城野選挙区

選挙長 菊 池 政 人

一 場 所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○仙若選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（若林選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙若林選挙区

選挙長 村 上 登 紀

一 場 所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○仙太選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（太白選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙太白選挙区

選挙長 植 松 広 幸

一 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○仙泉選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（泉選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙泉選挙区

選挙長 佐 藤 昌 敏

一 場 所 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号

宮城県仙台合同庁舎

二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時
○石牡選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(石巻・牡鹿選挙区)における選挙立会人のく
じは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 西 村 正 幸

一 場 所 石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県石巻合同庁舎

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○塩選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(塩釜選挙区)における選挙立会人のくじは次
のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区

選挙長 菅 野 勝 巳

一 場 所 塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○気本選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(気仙沼・本吉選挙区)における選挙立会人の
くじは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙気仙沼・本吉選挙区

選挙長 吉 田 信 三

一 場 所 気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六

宮城県気仙沼合同庁舎

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○白刈選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(白石・刈田選挙区)における選挙立会人のく

じは次のとおりこれを行う。
令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙白石・刈田選挙区

選挙長 林 一 章

一 場 所 柴田郡大河原町字南二二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○名選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(名取選挙区)における選挙立会人のくじは次
のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙名取選挙区

選挙長 佐 藤 武 志

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二二番二〇号

宮城県仙台南県税事務所

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○角伊選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(角田・伊具選挙区)における選挙立会人のく
じは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙角田・伊具選挙区

選挙長 梶 村 和 織

一 場 所 柴田郡大河原町字南二二九番地一

宮城県大河原合同庁舎

二 日 時 令和五年十月十九日

午後五時

○多七選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(多賀城・七ヶ浜選挙区)における選挙立会人
のくじは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙長 菅 野 勝 巳

一 場 所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○岩選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(岩沼選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙岩沼選挙区

選挙長 菅 原 敏 郎

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○登選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(登米選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙登米選挙区

選挙長 新 井 由 香

一 場 所 石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○栗選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(栗原選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙栗原選挙区

選挙長 熊 谷 勝 義

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○東選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(東松島選挙区)における選挙立会人のくじは
 次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙東松島選挙区

選挙長 西 村 正 幸

一 場 所 石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○大選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(大崎選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙大崎選挙区

選挙長 齋 藤 浩 行

一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○富黒選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(富谷・黒川選挙区)における選挙立会人のく
 じは次のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙富谷・黒川選挙区

選挙長 大 場 正 弘

一 場 所 仙台市青葉区堤通兩宮町四番一七号 宮城県仙台合同庁舎
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○柴選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙(柴田選挙区)における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。

令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙柴田選挙区

一 場 所 柴田郡大河原町字南二二九番地一 選挙長 水 戸 滋 実
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時
 ○巨選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（巨理選挙区）における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙巨理選挙区
 選挙長 佐 藤 由起夫
 一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南南県税事務所
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○宮選告示第二号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（宮城選挙区）における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙宮城選挙区
 選挙長 菅 野 勝 巳
 一 場 所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○加選告示第二号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（加美選挙区）における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙加美選挙区
 選挙長 齋 藤 浩 行
 一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時

○遠選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
 令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（遠田選挙区）における選挙立会人のくじは次
 のとおりこれを行う。
 令和五年十月十三日

宮城県議会議員一般選挙遠田選挙区
 選挙長 熊 谷 勝 義
 一 場 所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
 二 日 時 令和五年十月十九日 午後五時